

制 度 名	文化芸術創造拠点形成事業（一般枠／小規模・スタートアップ枠） （文化庁）	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与する。				
<p>[対象団体] 都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</p> <p>[対象事業] 文化芸術分野の専門的人材を活用して地方公共団体が主体的に実施する文化事業であり、文化芸術に携わる専門的人材を軸とし、地域住民の積極的な参加のもとで文化芸術創造拠点の形成を志向し、人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を有機的に連動させることで地域の総合的な文化芸術振興に企図する事業。</p> <p>[補助要件等] (1) 複数年度（一般枠は3～5年程度、小規模・スタートアップ枠は3年以上）に渡る実施計画を策定し、これに沿って継続的・計画的に実施される事業であること。 (2) 同一の実施計画に対し、初採択の年から原則3年間の継続補助とすること（小規模・スタートアップ枠のみ）。 (3) ポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に助成事業名の記載及び「文化庁シンボルマーク」を表示すること。 (4) 同一の事業内容について、文化庁の他の補助や芸術文化振興基金の補助を受けていないこと。また、同一事業内容の同一経費について、文化庁以外の他省庁の補助を受けていないこと。</p> <p>[対象経費] 出演・音楽・文芸費、舞台・会場・設営費等、人件費・旅費・報償費、雑役務費・消耗品費等、委託費・補助金</p> <p>[補助限度額等] 補助対象経費の1/2以内（一般枠で過去複数年採択されている団体は採択年数に応じて補助率の上限を逡減）、一般枠－60,000千円、小規模・スタートアップ枠－10,000千円上限、自己負担額の5倍以内、自己収入額が補助対象経費の1/2を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
一般枠／小規模・スタートアップ枠		1/2以内他	—	補助額の残	—
〔令和8年度当初予算額〕 — 千円		〔令和8年度補助対象団体〕 対象団体は令和8年3月下旬～5月上旬に決定予定			
〔備考〕国からの直接補助。令和8年度は令和8年2月5日に募集終了。例年前年度の1月頃募集。					